

漁村整備事業(漁業集落排水施設整備事業)<機能保全対策>

漁業集落排水施設整備事業とは、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等処理する施設整備事業のことです。

竹崎地区(佐賀県太良町)

事業実施期間:令和5年~8年



処理施設
・機能保全工事 一式

位置図



凡 例

過年度実施



当該年度実施



次年度以降実施



※記載している事業内容は、当初の予定であり、年度途中で変更することもあります。